

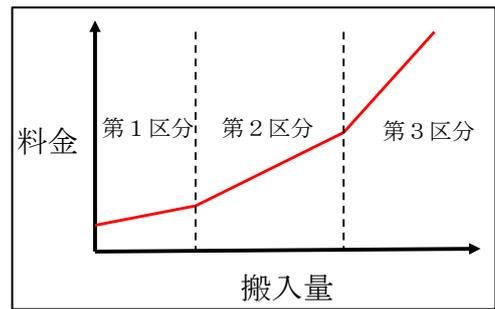
各論点に係るこれまでの経過（審議会からの答申等）

1 搬入手数料の体系と金額の水準

(1) 持込ごみ

ア 料金体系

- 減量に向けた経済的インセンティブを働かせるため、搬入者に対し、搬入量が多いほど、より大きい費用負担割合を課す累進制を平成 13 年度から導入。



持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について（H12 答申）

- 減量に向けた経済的インセンティブを働かせる観点に加えて、搬入回数や搬入量を参考に、累進制の導入も有効な手法である。
- 1 回当たり搬入量の小口化によって、最も重量が大きい第 3 区分の運用が減少したことに伴い、平成 17 年度以降、段階的に重量区分を引き下げ。

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について（H16 中間まとめ）

- ごみ減量への経済的インセンティブを働かせるため、各手数料区分重量の引き下げを検討されたい。

イ 料金水準

- 平成 13 年度以前は、搬入手数料の根拠算定に当たって、直接費（ランニングコスト）のみを対象としていたが、ごみ処理施設における排ガス処理設備の高度化等により、建設費や改良費等のその他の多額の費用がかかっている実態を踏まえ、平成 13 年度から間接費（減価償却費など）も対象に追加。
- 搬入手数料の設定に当たっては、民間リサイクル料金も比較対象としつつ、激変緩和の観点から、段階的に引き上げており、平成 13 年度及び平成 17 年度の改定では、第 3 区分の料金を「直接費 +（間接費の 2 分の 1）」に相当する額として設定、平成 21 年度の改定では、第 3 区分の料金を「直接費 +（間接費の 3 分の 2）」に相当する額として設定。

持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について（H12 答申）

- 料金設定の根拠となる原価の算出に当たっては、昨今の高度処理等に要する費用も含めた、そのすべてを対象とし、広く明らかにすることが望まれる。

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について（H16 中間まとめ）

- 手数料額算定基礎原価の計算方法（（直接費）+（間接費の 2 分の 1））については、今回、原価の上昇幅が大きいことから、激変緩和のために維持することとし、そのうえで原価上昇分を手数料額に反映されたい。
- 民間施設へのリサイクル誘導を促進するための手数料設定を検討されたい。

(2) 業者収集ごみ（許可業者手数料）

- 基本となる料金を持込ごみと同一としたうえで、以下の理由から、手数料を納付する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）に対し減額措置を実施。
 - ① 公共性：許可業者は行政の代行的役割を担っている。
 - ② 特殊性：収集作業が、深夜・早朝を問わず 24 時間 365 日体制である。
 - ③ 零細性：許可業者の約 7 割が個人又は小規模事業主である。
- 減額措置は、許可業者への便益というよりも排出事業者の適正負担を阻害することにつながっており、事業系ごみの排出者責任の高まりを背景に廃止。（激変緩和の観点から、段階的に廃止。）

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について（H17 答申）※一部文章を省略

- これまで行われてきた許可業者手数料の減額措置は廃止すべきである。
- 許可業者手数料については、大半の事業者の 1 回当たりの排出実績を踏まえ、持込ごみ手数料体系の第 1 区分を適用し、これを条例で許可業者手数料区分として明記すべきである。
- 事業者及び許可業者の現状からして、新しい許可業者手数料をただちに適用することは現実的に困難であるため、現在の許可業者手数料額を一定期間据え置き、そのうえで段階的に事業者への適正な負担を求める激変緩和期間を設けるべきである。

- 市による収集ではなく、許可業者による収集を選択している一部のマンションの資源ごみについて、缶・びん・ペットボトル等の有価物は民間リサイクル施設で受け入れるほか、プラスチック製容器包装については、平成 19 年度から市の資源化施設で通常の業者収集ごみ（焼却）と同一の搬入手数料で受け入れることにしたうえで、分別の徹底を図ってきている。

家庭ごみの有料指定袋制の導入に伴う付帯決議について（H18 市会）

- マンションの業者引き取りごみについて分別収集を徹底すること。

別紙 ごみ搬入手数料等の推移

2 排出事業者適切に負担いただくための方策（業者収集ごみ）

- 平成 20～26 年度の段階的料金改定（減額措置の廃止）時には、業者収集ごみの新たな手数料区分への円滑な移行を図るため、平成 17 年度から 18 年度にかけて、排出事業者・許可業者・行政の三者による協議会を設置し、排出事業者への普及啓発の方法を検討するとともに、その検討結果をもとに三者で連携した以下の普及啓発を実施。
 - ① 新聞広告、市民しんぶん
 - ② 排出事業者への戸別訪問、排出事業者団体への説明会
 - ③ 許可業者契約先の全事業者へのダイレクトメールの送付
 - ④ 許可業者車両への啓発マグネットの設置
 - ⑤ 各業界団体から会員事業者への周知

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について（H17 答申）

- 新たな許可業者手数料区分への円滑な移行を図るため、事業者・許可業者・行政の三者により、新たな組織を設置して、料金負担の仕組みを検討されたい。

3 民間リサイクルを促進するための方策

- 平成 12 年度以前から、一定規模以上の事業所[※]に減量計画書の提出を義務付けるとともに、クリーンセンターにおける搬入物検査を実施し、順次、それらの対策を強化しながら、資源物の分別を促進。

※【平成 6 年度～平成 18 年度】3,000m²以上、【平成 19 年度～】1,000m²以上

持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について (H12 答申)

- 現場での指導や、大規模事業所に対する指導を強化し、充実することが望まれる。

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について (H17 答申) ※一部文章を省略

- 減量計画書の対象事業所の拡大、普及啓発・減量指導体制の強化など、総合的な事業系ごみ対策の仕組みの構築を目指すべきである。

- 事業系一般廃棄物のリサイクルできる紙ごみについて、品目別に段階的に分別を義務化し、クリーンセンターでの受入を廃止（新聞・雑誌・段ボール：平成 27 年 10 月、雑がみ：平成 28 年 4 月）

環境先進都市・京都の更なる進化に向けた今後のごみ減量施策の在り方について (H26 答申) ※一部文章を省略
資源化可能な紙ごみのクリーンセンターへの排出量が多いため、再生利用をより一層推進するための取組として、排出事業者の、分別を促進する仕組み（①分別ルールを明確化と、②分別実施の徹底を目指した取組）を創設されたい。ただし、新聞・雑誌・ダンボールと比べて分別実施率が低い「雑がみ」については、分別の対象とする「雑がみ」の種類を明確にした上で、より丁寧、かつ、徹底した周知が必要であるため、他の品目の実施時期から一定の猶予期間を設けた上で実施する必要がある。

<参考：持込ごみの過去の受入制限について>

- 平成 13 年度から、多量搬入者事前登録制度を設け、多量搬入者の月間搬入実績の報告を義務化。
- 産業廃棄物について、受け皿となる民間の処理施設の整備・稼働状況を踏まえながら、品目別に段階的に受入を制限し、平成 21 年 10 月に受入を廃止（多量搬入者事前登録制度も同時に廃止）。

持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について (H12 答申)

- 排出者責任の明確化、指導の強化及び不適正搬入の防止の観点から、搬入内容等を事前に把握できるシステムを構築すべきである。
- 産業廃棄物については、受入量を段階的に制限するなど、減量化に向けたインセンティブの働く仕組みを目指すことが重要である。

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について (H16 中間まとめ)

- 産業廃棄物対策強化の方向性を踏まえ、現状の 1 ヶ月 100 トンの上限を例えば 50 トンに引き下げるなどの対応を取られたい。

事業系ごみの減量施策のあり方について (H20 答申) ※一部文章を省略

- 持込ごみに含まれる木くず等については、市内及び市周辺の民間資源化施設の状況を把握し、排出事業者等への十分な周知を図ったうえで早期に市の施設での受入を制限し、そちらへの誘導を図っていくべきである。
- 告示産業廃棄物については、もともと京都市内に、民間の処理施設が無かったことから、多くの廃棄物を幅広く受入れていたものと思われるが、現在、民間の各種産業廃棄物処理施設が立地する中で行政が果たすべき役割は、一定見直しの時期を迎えたのではないかと考えられる。

ごみ搬入手数料等の推移

年度※1	持込ごみ 搬入手数料	業者収集ごみ 搬入手数料	(減額措置後) 業者収集ごみ 搬入手数料	業者収集ごみ 契約料金上限			
平成	9	700 円/100kg	700 円/100kg	300 円/100kg	700 円/100L		
	10						
	11						
	12						
	13	【第1区分：500kgまで】 800 円/100kg	1,000 円/100kg※2	500 円/100kg	800 円/100L		
	14	【第2区分：501kg～2,000kg】 1,200 円/100kg					
	15	【第3区分：2,001kg～】 1,600 円/100kg					
	16	【第1区分：300kgまで】 1,000 円/100kg					
	17	【第2区分：301kg～1,000kg】 1,400 円/100kg					
	18	【第3区分：1,001kg～】 1,800 円/100kg					
	19	【第1区分：100kgまで】 1,000 円 【第2区分：101kg～600kg】 1,500 円/100kg 【第3区分：601kg～】 2,000 円/100kg				650 円/100kg	800 円/100kg
	20						
	21						
	22						
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
令和	1		— (廃止)	— (廃止)	— (廃止)		
	2						
	3						

※1 手数料改定があった年度については、改定後の手数料額を掲載。

※2 平成13～16年度は、業者収集ごみの1台当たりの平均搬入量を持込ごみの料金体系に当てはめる形で決定。平成17年度以降は、持込ごみの第1区分の料金体系を適用。